

●香川県告示第214号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年10月1日

香川県知事 池 田 豊 人

1 区域の表示

次の図のとおり

2 指定年月日

令和7年10月1日

（「次の図」は、省略し、その関係図面を香川県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。）